

千葉市地域自立支援協議会運営事務局会議（令和元年度第4回）

- 1 日 時 令和元年11月27日（水） 14:00～16:00
- 2 会 場 千葉市中央コミュニティセンター 41会議室
- 3 出席者 まるめろ 堀池委員、支援センターはなみがわ 松山委員、畑町ガーデン 山田委員、
地域生活支援センターふらる 染谷委員・井出氏、若葉泉の里 小川委員、
中野学園 菅野委員・江澤氏、トータル介護サービスアイ株式会社 土屋委員、
障害者自立支援課 石井主査、矢野主査、稲毛区高齢障害支援課 中村主査
障害福祉サービス課地域支援班 窄口主査・荒井主任主事

4 議事要旨

報告事項（1）各地域部会より

《花見川・稲毛区地域部会より》

染谷委員 今回はその場で事例をあげながら3点話し合った。

1点目は引きこもりの方への支援の話で、外に出る糸口を探すのが難しいという事例。この場合、サービスにつなげるまでが困難であり、区健康課に話を聞いたところ、だいたいは家族が相談に来るとのこと。例えば、計画相談事業所に相談のうえ通所サービスを利用するとしても、通所先と自宅との往復をどのようにするかなど調整することが多いことからサービスの利用をスムーズに開始するのは難しいため、地域活動支援センターを有効に使えたらどうかという話も出た。

2点目は、居宅介護サービスのキャンセルの件。居宅介護事業所が引きこもりの方のところにサービスへ行っても、7～8回訪問して1回くらいしか入れないこともある。この場合、6～7回の訪問はサービス提供をキャンセルで対応するとしても、その事業所はキャンセル料を取っていないため、無報酬となることから、現状の制度としてどうなのかという話があがった。通所（生活介護）の場合、「欠席時対応加算」があるが、居宅介護にはないため、引きこもりの方やつながりのない方が支援を開始するまでの過程をどうするかなどの課題が出た。

3点目は、計画相談について、事業所がなかなか見つからないと区高齢障害支援課に話が行ったときに、どのようなアナウンスがされているかを聞いたところ、一覧表はもちろん渡すが、セルフプランで書きたいと言った方には、セルフプランの書き方なども説明をしているとのことだった。窓口でセルフプランの書き方を説明しているということは把握していなかったので、行政の対応を確認することができた。

《若葉・緑区地域部会より》

菅野委員 千葉市障害者相談センターの方と仁戸名特別支援学校の先生にも出席いただき、3事例検討を行った。事例1、2ともに一番課題となっているのが、本人の意思ではなく家族の意思が非常に強くなってしまい、サービスが上手くいっていない点。困るのは、本人やその支援に入っている側。支援に入る時に、家族と相談支援事業所ではなく、家族とヘルパー事業所という関係になってしまうと調整が難しい。前回からいくつか課題があったが、自立支援協議会が入っていくのは難しいのが現状。全然関係ない人間がいきなり入っていくと「なんでお前がいるんだ」となってしまうので、公的な機関として斡旋調整をする場をつくっていただけると非常にやりやすいことから、市として

検討していただきたい。

事例 3 は、地域生活支援拠点で担当している世帯で利用者負担額の支払いに苦慮している事例。家族が全員知的障害を持っており、子供 3 人が様々な障害福祉サービス等を使うと、個々に一旦 4,600 円の支払上限額を払わなければならない。例えば、ヘルパー事業所や放課後等デイサービスを併せて利用すると、1 月に 4,600 円×9 回分となり、それが結構な金額となる。事業ごとにまとめられるとは言われたが、それでも 4,600 円×3 人分を一回払って 4,600 円×2 人分を戻してもらうことになることから、家族の代表分として 4,600 円だけの支払いで済むと、障害福祉サービス等の使い勝手が違うことから、検討してもらいたい。

また、地域の課題検討として、親への教育について情報交換をした。いろんな親の相談に乗るが、親の主張が強くなっており、いろんな意味で親にどう伝えていけばよいか。学校教育の場からという話も出たが、今の親は福祉があって当たり前の世界で生きているので、どうかたちで今後先の見通しを親に伝えていけばよいか、教育関係と連携し検討する必要がある。

困難事例の関連で、地域のみなさんの善意は大切であるものの、障害の特性によって必要な対応が異なるため、その特性を知っていただかないと対応が難しいことも生じてきている。

仁戸名特別支援学校の課題と障害者相談センターの相談に関わる立場からということで話が出てきていたが、学校を卒業してから障害者相談センターが相談を受ける場合、学校との連携が課題になっている。

窄口主査 家族とヘルパー事業所の関係を調整する機関というのはどのような機関か。

菅野委員 本人ではなく親の意見が強くなっているため、ヘルパー事業所・計画相談事業所を次々と変更し、施設側ともうまくいかないことが出てきている。

公の機関で親も含めての調整ができればいいが、調整ができない場合事業所職員の個人攻撃になり、ヘルパー事業所に対してはヘルパーさんに 30 分くらい説教をする。「もうできません」というと「なんでできないんだ」と言ってくる。ヘルパーから「こうすればできる」という提案をしたいが聞いてもらえない。相談支援専門員にも話を聞くと、「こうしてください」の一点張りでうまく話ができないとのこと。ひとつの事業所と本人の 1 対 1 ではなくて、相談支援専門員が入っても調整がうまくいかないため、申し立てて調停をする場、斡旋調整ができる公の場ができるといいという提案。公的なところでそうやってもらえるとお互いに意見が出しやすいと思う。

窄口主査 自己負担に関する話についてはどうか。

菅野委員 障害児通所支援は上限額管理を行うことで合算できるが、障害福祉サービスはヘルパー事業所と短期入所を利用すると他のサービスとの調整があるため、子供が 3 人いて、少なくとも 3 種類のサービスを使っていれば、3 人×2 種類は最低でも建て替え払いが生じる。そうすると、1 月 4,600 円×6＝約 3 万円を自己負担額として払わなければならない。領収証を区高齢障害支援課に持参し手続きを行うと 2 万円弱は戻ってくるが、自己負担額を支払うことがとても大変。自己負担額の建て替え払い分がなくなると、障害福祉サービスを利用しようと言えるが、自己負担額を支払うお金がないと言われれば、最低限の障害福祉サービスの利用にとどまる。支援がありすぎてもだめだということを私も学習したが、ひとつの家族に全部支援を付けると、保護者がなにもなくなることもある。その支援が切れたら保護者はそれなりに頑張っているところもあるが、子供の最低限の生活を守るために、子供はカバーしたいという気持ちもある。

このため、障害児通所支援事業と障害福祉サービスを併給している世帯については、家族単位で自己負担額の上限管理をしていただける制度があると、助かる。

窄口主査 国の利用者負担の規定にあるものを市の裁量で変更するというのはなかなか難しいかもしれない。

菅野委員 本当に支援が必要な方は制度の狭間にいる人であるため、お金があればということになってしまう。

《中央・美浜区地域部会より》

堀池委員 災害についての話題が主体。千葉東病院から災害に関することを地域部会で検討したいと相談があがっていたところに今回の風水害が発生したため、その報告などを中心に行った。

実際に災害が起これば、マニュアル通りにはいかず、台風 15 号で進路や風雨の予想から注意喚起がなされても、過去にそこまで被害が生じないことが多かったことから、そんなに被害が出ないだろうという気持ちはどこかにあったということが反省点。自分の事業所や病院についてもそうだが、意識はしていたが特に準備が不十分だったという話もあった。最終的にはその場になってみないとなんとも言えないという話にもなった。

避難所における課題や検討事項については、台風 15 号の際に開設された福祉避難所がハーモニープラザのみであったため、各区に 1 か所ずつ開設されると望ましいが、専門スタッフが配置されているわけではないので、医療的なケアなど細かいケアが難しい。専門のスタッフが派遣できるようなシステムを検討してはどうか。また、要配慮者の避難を受け入れできない事例を防止するため、あらかじめ別室の用意をしておくなど、具体的な対策を検討しておく必要があるのではないかと。

事業所の利用者で、ここぞとばかりに「事業所に行けば保健師がいて一日中自分の相手をしてくれるに違いない。なにも被害はないが行きます」と言って向かってしまった人がいたと聞いている。

石野委員 若葉・緑区の地域部会ででている、家族の主張が強くて支援者が疲弊している事例に対しての公的機関の関与という話について、個別のケースで難しい事例があったときに、区の保健福祉センターの職員を交えて会議をすることは実際にある。すぐに課題が解決したり支給決定は行わない、ということではないので、支援自体は継続するケースが多い。サービス提供事業者と行政との関係について、どのようなかたちであれば相談に乗ってもらえるか、線引きのようなものは各区で任されているのか、もしくは区高齢障害支援課から障害福祉サービス課へ相談があったうえで判断しているのか、困難事例に対する対応について具体的なことがあればお聞きしたい。

具体的にいうと、利用者からヘルパーが暴力をふるわれていて支援事業者としてはこれ以上対応できないという声が上がっている場合においても、すぐ契約解除とは言えない状況にあるため、区高齢障害支援課の担当を交えて話をする場面はある。若葉・緑地域部会の話にもあった「やさしさ」や「障害の理解」などのあいまいさはあるし、対応に困っているものの継続せざるを得ない状況に置かれている支援者は多いと思うことから、その辺についての関わり方や実際の事例があればお聞きしたい。

例えば、利用者側からすると、支援者に対して不満がある場合、運営適正化委員会など訴えられる場所があるが、支援者側からはそういう声は基本的にはあげられないのかなと思っていて、どちらか

という行政の窓口相談が多い。他にも窓口や対応の仕方、こういうところに相談する、こういう人を間に挟むというのが、もし具体的にあれば教えてもらいたい。

窄口主査 運営適正化委員会は、市民の方から事業所への苦情をいうところ。その逆で、事業所で困ったときに調整してくれるようなところは、恐らくシステマ的にはないと思う。

石野委員 さきほど具体的に出していただいた例でいえば、社会的常識を逸脱している状況が通っている状況であると判断した場合、書面上では利用者と支援事業者の契約の上で成り立っているため、その契約に抵触しているような内容であれば契約解除できるのではないかと、という考え方もあるのかもしれないが、現実には契約解除を行うことが難しいため、困難な事例として存在するのではないかと。

窄口主査 依存症の方に対して支援が過剰だと利用者が逆に依存してしまい、それが当たり前になってしまうこともあると聞いている。過剰な要求には応じず支援が切れて本人の自覚が深まることもあると聞いているが、この対応は非常に難しい問題。特に精神障害の方には自覚をもってもらうことが難しいため、そこは大きな課題ではないか。

堀池委員 精神科はまだ根性論で職員が対応を行うべきというところがある。支援に入っているヘルパーさんたちとの関係だけではなく委託相談事業として対応している中で、相談者は想いを伝える先がないためか、厳しいことを言う利用者もいる。利用者も普通に話せる日もあれば、人格を否定するようなことを言う日もあるが、なにともなかったかのようにまた来所する。このため、職員の権利や支援者側の権利を守るシステムを確立していただけると、安心する。

石野委員 地活Ⅰ型の場合、福祉サービスに馴染めない人たちも利用するため、受入れのシステムを改善していかなければいけないところもあるが、いろんな障害の方が来所しており、利用者から暴言を浴びせられることがあるため、職員が疲弊する状況がある。また、事業所としてできることはなにか、と考えることもある。このため、職員たちを守りつつ、相談に乗ってもらえたり、可能であれば助言いただいたりしながら、地活Ⅰ型の利用者に支援を行いたいため、現況について一緒に考えていただけるとありがたい。

菅野委員 難しいのは、自分の意思が表出できず、家族の意思が優先している場合、果たしてその支援が本人にとって有効なのかを判断すること。斡旋調整の話をさせていただいたが、知的障害の方は意思決定支援が抜けている。結果、親の思いだけで走るから、本当はこの人にとってはこちらのほうがベターじゃないかという意見が入っていかない。その難しさが話をしていくとずれていく。本人たちが自分の意思を述べられて攻撃されるという事業者側の問題もあるが、私が関わっている方々は、本人の意思がなかなか出てこない、くみ取りにくい、家族の意思が先行していく、そこにいられる方たちへの支援がほとんどである。そういう場合の斡旋調整をしてほしい。

事例１は重度の方で発語がないため、意思を拾っていくのが難しいことから、訪問して顔見ながら意思を拾っていくしかない。事例２は話せるはずだが、聞いてもらえていない。本人がいいと言ったとしても、「そこは絶対ダメ」と親が言えばそちらが優先となってしまうことから、調整が難しい。

窄口主査 地域部会から提案された課題について、こちらも勉強させていただきたいが、皆さんからなにかいいアイデアや他市の状況など情報があれば教えていただきたい。

報告事項（２）災害発生時における福祉避難所の開設及び運営の流れ

矢野主査 福祉避難所について、説明をさせていただく。

福祉避難所とは、「高齢者、障害者等であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する避難所」と定義されている。千葉市要配慮者支援計画においては、「千葉市でも、避難生活に特別な配慮を必要とする要配慮者への対応として、災害時には市が福祉避難所を開設する」と定めている。

福祉避難所という言い方は、千葉市では２つの類型に分けている。ひとつめは指定避難所の中に開設される「福祉避難室」、ふたつめは事前に市が指定した福祉施設や特別支援学校などに開設される「拠点福祉避難所」である。

「福祉避難室」は指定避難所が所管し、対象者は専門性の高いサービスを必要としないものの、通常の避難所では避難生活に困難が生じる方で、体育館などでの他の人との避難生活では難しいことから、福祉避難室への避難生活となる。また、「拠点福祉避難所」は、緊急の入院加療等を必要としないものの、より専門性の高いサービスを必要とする方を対象としている。

体制の整備については、「福祉避難室」は指定避難所の中に設置し、すべての避難所において開設できるよう体制の整備に努めることとなっており、指定避難所である小学校の体育館での避難生活が困難な人のために校舎の一部を開放するものである。それに対して「拠点福祉避難所」は、緊急入院・入所の指定施設以外の社会福祉施設等と事前に協定を結び、あらかじめ指定するものである。千葉市内では平成31年4月1日現在で、高齢者施設などの106施設、障害関係は41施設、あわせて147か所と協定を結んで指定している。

開設の順番については、「福祉避難室」は災害時要援護者等からの要望を踏まえ、避難所職員の判断により開設するのに対して、「拠点福祉避難所」は災害時要配慮者等からの要望を踏まえ、福祉避難室などでは対応できない、より専門性の高い方によるサービスがないと難しいと判断した場合、予め指定した施設に対し要配慮者の対応ができるかどうか要配慮者支援班が協議を行い、開設する。

また、指定避難所や福祉避難室は「一次避難所」として最初に避難していただくところで、拠点福祉避難所は「二次避難所」と考えており、そちらには一次避難所に避難した方でより専門性の高いサービスを必要とする方について受け入れを行う想定であるため、拠点福祉避難所には直接避難することは基本的にはできない。

運営面については、「福祉避難室」は指定避難所と一体的に運営をし、「拠点福祉避難所」は市との協定に基づき当該施設の職員等が運営を行う。市は必要な情報の提供、指定避難所などにある物資の移送・調達、ボランティア等支援者の確保その他の拠点福祉避難所の運営に関し必要な協力をを行い、「拠点福祉避難所」のメインの運営者は当該施設の職員である。現在、介護福祉士会と、災害時に福祉避難室や必要に応じて拠点避難所に派遣ができるよう、協定を結んでいる。

福祉避難所の開設・運営の流れについては、資料の裏面を見ていただきたい。前回の台風時にはそれぞれの指定避難所で福祉避難室の対応が難しかったことから、ハーモニープラザに福祉避難室を開設したが、もともとの運営の流れとは違ったかたちで運用をした。

染谷委員 今の話では、拠点福祉避難所を開設した後に、直接避難してくることはなく、普通の避難所を経由して指示された方だけが来るということか。

矢野主査 基本的にはいったん指定避難所に避難していただき、その中には福祉避難室で対応できる方もいると思うが、難しいと判断された方は、拠点福祉避難所へということになる。拠点福祉避難所自体も被災している可能性もあり、また職員が揃っているわけではない場合もあるため、体制が整っていることを確認したうえで、受け入れ可能かを照会するという流れになる。はじめから拠点福祉避難所に行くということは、千葉市では考えていない。

染谷委員 今説明いただいた内容を事業所と確認をしたうえで、協定を結んでいるか。

矢野主査 その通りである。ただ、協定を締結してから時間が経過していることから、施設長やスタッフに変更が生じている可能性がある。毎年 4 月に協定先の状況を確認することとなっているが、実際に拠点福祉避難所を開設するとなると場所も必要になるため、今年 10 月ごろに協定を結んでいる施設に対して人員を含めてどういった体制になっているか、調査を行ったところである。

山田委員 147 施設というのは、市民の方がどこかというのは確認できるのか。

矢野主査 市のホームページで公開している。そこに直接避難するというのは想定していないが、いざというときには直接避難する方もいるかもしれない。その場合、行ったとしても拠点福祉避難所が開設できる状態であるか不明なため、まずは指定避難所で情報を確認していただきたい。

染谷委員 そこまで市のホームページにのっているか。

矢野主査 基本的に拠点福祉避難所は二次避難所なので直接避難するのは難しいということ市ホームページに掲載している。

この「福祉避難室」や「拠点福祉避難所」というのは千葉市が独自で使っている言葉であるため、災害救助法に規定されていない。このため、市民の方へ適切な周知が必要であると考えている。

山田委員 介護福祉士会と協定を結び派遣されているというのは、ヘルパーのような方が避難所に来てお手伝いをしてくれるということか。

矢野主査 例えば、福祉避難室では基本的に専門性の高いサービスは行わないが、避難所運営委員会や自治会の方も手伝いながら運営すると思うが、そういったところに介護福祉士等の専門職の方がいて介助方法の説明を行うことができるほうが、より避難所を運営しやすいということもあると想定できるため、今回の台風の時にはそこまで対応することができなかったが、大地震などの時はそういった対応も必要になってくると考える。

松山委員 市要配慮者支援班という部署が既にあるのか。

矢野主査 市要配慮者支援班というのは高齢障害部でいうと、障害者自立支援課と高齢福祉課が中心となって組織される。拠点福祉避難所の関係で、協定を結んだ事業所や区の災害対策本部とやりとりをする部署である。

石野委員 今回の台風の時に、うちで関わっている人で地元の公民館が地域の避難所になっているが、本人の身体状況からそこへの避難は難しく、また停電があって自宅で暮らせないため、最終的にホテルを予約して避難したという事例があった。一次避難所への避難が困難な場合、二次避難所へのアクセスについて、制度としてどう考えているのか。

矢野主査 近所の方や避難所運営委員会の人、場合によっては区の保健福祉センターの保健師のチーム、直近要員として指定避難所へ行く職員を中心に移送することになるではないか。実際、指定避難所への避難が難しい方もいることは想定しているが、そこまでの情報収集は難しいのではないかと。

石野委員 今回の事例の場合、避難が可能か否か公民館に電話をし、お手洗いに手すりなどが必要な方であったため設備面を確認したところ、避難することが難しい状況であったことから、ほかを探すこととした。そのときに、要配慮者がいますということとどこに伝えたと二次避難所につなげていけるのか。

矢野主査 指定避難所に連絡し、指定避難所から指示を受けていただきたい。指定避難所では対応できない、すぐ回答できないこともあることが想定され、指定避難所が市や区の災害対策本部を通じ、どうすべきかを市要配慮者支援班に指示を仰ぐことが想定される。今回の台風では、避難所開設に際し、対応が適切にできなかった部分もあるが、まずは指定避難所に確認をしていただきたい。

また、単純に電気だけあればよかったという人もいたと聞いている。例えば医療的ケアが必要な人だという話があっても、医療的ケアがそもそもなにかを知らない職員は「それだと難しいです」という判断をしてしまったということもあった。このため、障害とはどんなものかなど配慮が必要な方についての基本的なことについて情報共有を行うよう、周知をしていきたい。

報告事項（３）次年度の相談支援体制及び地域拠点のあり方について

窄口主査 地域自立支援協議会の 7 月の提言に沿って、市で対策を検討しており、この内容で予算の編成作業をしている。吹き出しに①～⑨まで番号があるので、この順番に説明していく。

①では、障害福祉サービス課で「計画相談支援推進事業補助金」というものを実施しようとしており、計画相談事業所に経済的な支援を行い、相談支援専門員の雇用と常勤専従化を推進する。②では、計画相談事業所が補助金をもらえるチャンスということで相談支援専門員を雇用。③基幹相談支援センター（D型障害者相談支援事業の強化・拡充）ということで、委託料が増額となり人員強化ができたので、困難ケースのフォローなど計画相談事業所の後方支援ができるようになる。④計画相談事業所が、補助金がもらえるので非常勤を常勤にして新規や基幹相談支援センター受け持ちのケース移管を受け入れ、増収のため特定事業所加算も取得。⑤基幹相談支援センターがケース移管により計画相談事業所の後方支援に十分対応できるようになる。⑥計画相談事業所について、基幹相談支援センターが困難ケース対応の支援をしてくれるので業務が楽になり、新規を受け入れられるようになる。⑦障害者が各区高齢障害支援課に、障害福祉サービスの利用を相談。⑧各区高齢障害支援課が計画相談事業所をあたるか、セルフプランも選択できることを案内。コーディネータ増員によりセルフプラン利用者への対応が可能となる。⑨利用者がセルフプランか計画相談事業所と契約するか選択、というのが全体のイメージ。

注について、D型障害者相談支援事業の機能強化、拡充を行い、基幹相談支援センターとして業務委託を行う。基幹相談支援センターの事業者選定は、公募を実施。スケジュールとしては、来年4～6月頃公募、7月頃決定、7～9月引継、10月から業務開始を想定している。C型知的障害者生活支援事業は廃止。基幹相談支援センターの受託がなくても地活I型の受託継続は可能とする。

また、お配りした資料は案であり、示せる内容も課内で検討したものである。現在財政局などとも協議をしているところであるが、協議の状況や政策的なもので大幅に変更となる可能性がある。特に基幹相談センターの人数も資料に記載しているが、変更が生じることや全部の事業強化自体も認められないこともあるかもしれない。そのため、かなり未確定な部分もあることをご了解いただきたい。

松山委員 大きなところについて変更があるかも知れないが、今後の公募の予定の流れは資料のとおり
と置いてよいのか。

窄口主査 公募も含めてまだ確定ではない。内容が確定するのは、議会の議決を経て3月頃になる。

堀池委員 「計画相談事業所に経済的支援を行い」とあるが、計画相談支援推進補助金は各相談支援
事業所に支援をするのか。

窄口主査 新規の雇用と常勤専従化を促すことを目的とした補助金である。条件を満たした事業所が
対象であり、すべての相談支援事業所に一律に補助を出すというわけではない。

堀池委員 金額はまだわからないのか。

窄口主査 金額は今の段階では明示することはできない。

松山委員 この補助金は単年度かそれとも継続するのか。新規雇用や常勤専従化を条件に申請をして
補助金をもらえるということだが、複数年もらえるのか。

窄口主査 新規雇用を促すことを目的としたものである。来年度分この補助金制度可決したとしても、
来年度だけになるのかまた次の年もできるかというのは、不明である。

染谷委員 何年か前に「相談補助員業務補助金」というものがあつた。それをイメージしたようなかた
ちか。

窄口主査 相談支援専門員を新規に雇用したときに補助金を交付する制度であるが、その対象経費は
運営経費全般とする予定で、相談支援専門員を新規に雇用したときの人件費や運営経費を補助する
ことを想定している。補助員は雇用対策として国が進めていたものである。

染谷委員 今年度中にD型の公募があるのかと思っていたが、来年度基幹相談支援センターを公募する
ことを想定しているのか。

窄口主査 今年度中に公募は行わない方針である。

堀池委員 基幹相談支援センターは委託相談とはまた違うのか。

窄口主査 専門職かつ経験がある方を複数人配置していただき、総合的な相談や専門的な相談、計画
相談事業所のバックアップを行えるような体制を整えていただくことを想定している。そのための
人件費も要望しているところである。

堀池委員 例えばうちが公募に手をあげて落ちたら、10月からは無しということか。

窄口主査 そういうことになる。ただ、区によって事業所のばらつきがあり、大きな法人がやっている
事業所が特定の区に集中しているということもあるので、区域の事情を勘案し公募の内容を検討した
い。

石野委員 今年の2月くらいに、ふらるの佐藤センター長が来て、国の主任研修の受講報告を行った。
その中で基幹相談支援センターと委託相談の在り方についての提言として、すみ分けをしたほうが
よいのではないかという話が出ていた。厚労省の相談支援体制のあり方でも基幹型・委託・相談支援
事業所という三層構造で、役割を分けてやっていくことという話が出ている中で、このイメージ図の
中では、委託の事業所があつてそれとは別に基幹型を各区にというイメージなのか、看板が掛け変わ
るようなかたちの配置をイメージしているのか。

窄口主査 イメージとしては、ここに書いてあるとおり、D型障害者相談支援事業、つまり、今まで
やっていた委託相談を基幹相談支援センターに吸収されるかたちを想定している。基幹相談支援セン
ターにおいて今までやってきた委託相談の内容もやりつつ、別途基幹相談支援センターの業務も行う。

政令市の調査によると、いろいろなやり方があるが、委託相談と基幹相談支援センターを合わせてやっているというところも多い。

石野委員 基幹相談支援事業と計画相談支援事業所の二層構造で相談支援体制を構築していこうというイメージか。

窄口主査 その通りである。委託相談は他の政令市に比べて規模が小さく、委託料が少ない。委託料が少ないために、どうしても経験の浅い若い職員しか配置できないとか、そうでなければ赤字が大きくなってしまおうという声が上がっているので、なるべく経験のある専門職を雇えるような人件費を確保できるような委託料になるよう要望をしている。

石野委員 配付資料の内容がすべて実施できた場合、相談支援体制としては好循環になるのではと思ってみたところ、基幹相談支援センターは現在の委託相談職員数よりプラス2人の配置を求めている。これが確保できる法人があるのか。また検討をしている法人はあるのか。

窄口主査 例えば、あんしんケアセンターだと人員基準が決まっていて、それを満たせなくなった場合は委託料の返還や減額をする仕組となっている。現実的に実現可能な仕組を検討している。

石野委員 あんしんケアセンターの委託要件をみると、三職種といわれる人たちの人件費単価及びテナントの場合の補助月額などが明確に書かれている。専門職の人件費に対する必要な金額があるだろうし、事業を継続していくために必要な職員の配置を公募の中で考えて欲しい。

基準を明確にできない部分もあると思うが、どういった人たちが配置され、どういったことを期待されているのかを現在の受託事業者から課題を含め聞き取りを行う機会を設けて欲しい。「D型は拡充する、C型は廃止する」という理由を教えてください。

窄口主査 この件に関しては、昨年度から関係事業所それぞれにヒアリングを行ってきており、当協議会でも何度も協議をしてきた経緯がある。これまでの経緯を踏まえての内容とご理解をいただきたい。

石野委員 ひとつだけ心配しているのは、先ほど堀池委員からも「公募落ちたらどうしよう」という話があったが、公募で他の法人に引き継ぐことになった場合、委託の部分は引継ぎをする、実際各委託の法人の事業所では、計画相談支援事業所を併設していて、そこで他の計画相談支援事業所と比べるとひっ迫するような人数をケースとして受け持っている状況が多いが、その部分だけは残っていく、たぶん引き継いでいけないというような事態が想定できる。そのあたりについては、そちらとしては利用者にあまり迷惑にならないようにという話になるのかなと思うが、その辺が心配である。

松山委員 今D型は、委託相談と地活I型がセットになっている。この地活I型のほうも今の時点では公募という考え方なのか、それとも今地活と受託しているところがとりあえず委託相談は公募だけでも地活はそのまま今の形の考え方なのか。

窄口主査 基本的には地活は今の形を継続する方向性である。

松山委員 「基幹センターの受託がなくても地活I型の受託継続可能」というのは、基幹のほうは落ちたけれども地活I型は残りの半年は受けられるという認識でよいのか。

窄口主査 その通りである。

山田委員 今回の取組を行った一年後二年後に、基幹相談支援センターから計画相談支援事業所にケース移管という話があったが、ケース移管が実際どのくらい進んだのかできたのかという見直しや振り返りをするというのは予定に組み込んでほしい。数年後振り返ったときに、全然ケース移管できなか

った、あるいはどんどんケース移管ができて予定通り基幹相談支援センターは後方支援にまわれたというような結果を振り返らなければならない時が来ると思うので、最初から振り返りができるシステムをイメージ図に入れてほしいと思う。

窄口主査 ケース移管も含め基幹相談支援センターの運営状況をモニタリングするシステムは必要と考えている。

松山委員 現在、ひとつの事業所名で「委託相談、地活、計画相談支援事業所」の事業を運営しているが、基幹相談支援センターを受託した場合は、特定相談支援事業所を別で作る必要があると思っている。

石野委員 現在、委託相談事業所は計画相談支援事業所の指定を受けていることが条件になっている。地域の相談支援事業所に対応できない方がいた場合、緊急性等を勘案したうえで委託相談事業所や併設する計画相談支援事業所が対応しており、これが相談支援体制の課題になっている。

前回セルフプランの話題が出たときに、利用計画をつくっている対象者をセルフプランに移管していくことは利用者の理解を得ることなどから大変ではないか、という話題が出ていた。ケース移管についての進め方や、担当している利用者数の把握及び移管すべき数、基幹相談支援センターが担当する適切な利用者数についての議論が別に必要ではないか。

窄口主査 続いて、地域生活支援拠点事業の見直しにかかる作業部会の設置について、報告させていただく。地域生活支援拠点事業に関して、集中的に検討を行うことについては、前回の運営事務局会議にてみなさまにご了承いただいたところだが、今後配付資料のとおりのかたちで進めさせていただきたい。

具体的には、この運営事務局会議委員の他に配付資料のとおりメンバーを加え、12月から3月まで毎月1回の頻度で開催する。なお、1月と3月の開催についてはこの運営事務局会議の日程とあわせており、1月については運営事務局会議を中止とさせていただき、3月については運営事務局会議後に実施させていただきたいと考えている。

本日は、中野学園の拠点コーディネーターの江澤様にオブザーバーとして参加していただいているので、千葉市の地域生活支援拠点事業の課題について、お話しさせていただきたい。

江澤氏 基幹相談支援センターの話もあったが、国でも使っている名称自体が共通言語になっていない中で、いきなり地域生活支援拠点事業をやることはとても戸惑った。地域生活支援拠点事業を2年半やって、計画的に物事が進んできたかということとそんなこともなく、毎年これでいいのかというような五里霧中の中でやってきた。

当初は緑区に在住または緑区内の障害福祉サービス事業所を利用する知的障害者を対象に事前登録のうえ、地域生活支援拠点事業を開始した。居住区の拡充が必要か、障害の区別についても委託相談が3障害を対象にしているということから、地域生活支援拠点事業もそうあるべきだろうということで、3年目から3障害を対応とするとともに若葉区も対象エリアに入れ、今年は全区の市民への対応を行った。

また、地域部会が2区毎に1か所の設置であることから、同様に整備を図るということで進められている事業だが、対応件数は多くない。緊急という定義をどう設けるか、本当の意味での緊急の対応を図るのであれば、各区にこの事業が果たして必要かという疑問は感じている。現在、中央区や花見

川区などで連絡があれば対応させていただいているので、そういうやり方も一つの方向性かなと思っている。

相談事業については、地域生活支援拠点事業は「短期的に対応が必要な方」「有事が生じた方」へ対応している。長期にわたる相談に関しては、委託相談担当にて継続して対応している。基本的には委託相談にあげられた事案を、そのフィルターを通して、地域生活支援拠点事業で対応すべきものについては、利用登録のうえ対応している。相談事業も福祉サービスに日常的につながっている人たちは、概ね自分が使うサービス事業所や計画相談事業所、委託相談で充足されているため、地域生活支援拠点事業として相談事業を担っていく部分は少ない。

自立訓練事業については、「親亡き後を見据えて」という極めて消極的な文言を使用するため、積極的になりづらいのではないかと感じている。ご本人の自立を目指していく、自分の生活のスタイルを作っていく支援だということがもう少し強く言えたらなと思っている。

昨年から空床事業を入れていただいて、生活体験を1床、緊急受入れ枠を1床、合計2床設けている。体験部分は、入所施設の中のスペースを利用しているため、本人にとっては、現実味に欠けているのではないかと。使われた利用者の親御さんは「やっぱりうちの子は施設がいい」とおっしゃることから、社会資源の活用方法を考えていかなければならない。

緊急時の受け入れについては、緊急の概念は障害特性から発生している問題で、ご本人やご家族が解消できないなど、より高度な専門性、例えば行動障害、問題行動に関する対応や医ケアなどに限定して対応してきたが、対応した事例は少ない。

2週間ほど前、千葉県救急医療センターから53歳の女性が搬送され、22歳の知的障害と思われる男性が同乗してきたとの電話の対応を行った。週末であったことから、どこの相談機関もつながらなかったが、支援センターはなみがわから対応させていただくとの連絡をいただき、千葉県救急医療センターに向かった。中野学園ではご本人の状況がわからないため、中野学園で用意している空床を利用してもらいたいと思って伺ったが、本人は過去に袖ヶ浦の療育園を利用した方で、過去にあった事件の光景を目の当たりにしていたと語り、絶対に施設には行きたくないとかなり強く誇示されたことから、やむなく同行いただいたふらると連携をして、卒業した学校の状況などを確認した。その結果、本人が1人で生活することに耐えうるかどうかについて、教員たちは総じて「だめでしょう」という話であったため、病院に置いていくことは難しいと判断した。その後は、ふらるさんにもご協力いただいたことで、幸い事故もなく解決しているが、中野学園に連れてくるべきだったか、あるいはどこか違うところの支援場所を探すべきだったかというところは課題が残った。そのあたりもまた意思決定支援の問題がでてくるのかなと思っている。今はお母さんが退院され、精神的な部分で支援が必要な方なのであわせてコーディネートをしていく必要があるが、幸いにしてふらるさんにバトンタッチができた。緊急の対応として、空床に入れればよいと思われる方が多いが、緊急時にどのような対応をしたかというのがとても重要。

そんなことも考えると地域生活支援拠点事業は、ワンストップで受けて、どこかにきちんとつなげる道筋をつけることが大切ではないかと感じた。もしそこで必要な資源があれば、もちろんその資源を活用するなどを考えていきたいと思った事案だった。

人材育成については、各地域部会の中でいろいろな研修をやられている状況があるということを考えると、拠点はなにをやるべきかと戸惑うところがある。今年度は市担当者と協力し、相談支援

専門員のレベルアップが図れるような共通の研修会をしていきたいと思っている。企画としては2月に、精神・身体・知的などのご本人たちを迎え、われわれが本当の声を聞こうよという研修会を開催したいと考えている。

地域の体制づくりについては、昨年「みんなの学校」の上映会をして、われわれ関係者だけではなく、できるだけ一般の人たちも入っていただける努力をしましょうという企画を今後もしていきたいと思っているが、もし基幹相談支援センターが立ち上がるならば、そちらでやるほうがベターなのかなと思う。

最後に見守り事業について、地域部会の中でもあったが、父親が知的障害者で3人の子供たちも知的障害者という家族に対し、毎日電話のやり取りと実際の支援に当たっており、歯医者予約や林間学校の準備をしたりもしている。利用登録をしていただき、家族の生活の流れの中で、職員が直接的な支援を行っているケースが増えている。

そのような現状の中で、地域生活支援拠点事業を実施している中で孤立感を感じることもあり、地域拠点運営委員会をなんとか立ち上げたいと思っているが、なかなか実現せず今日まで来ている。ぜひ作業部会の中で、地域生活支援拠点事業のあり方について検討いただいて、その後の運営については、事業関係に広げて、常時の運営に携わっていただけるような関係ができるといいかなと個人的には思っている。

石野委員 緊急時の受け入れの話で具体的な事例として、千葉県救急医療センターからの連絡を受けて、支援センターはなみがわとふらるとの連携をとったことを聞いていると、「こうやって緊急時は動いていくんだな」というのをすごく感じた。以前江澤さんが、地元で緊急時の受け入れ機関が、受け入れ先として普段からお願いするというのは難しいという悩みを話していた中で、支援センターはなみがわやふらるが対応してくれたということで、普段からのつながりがあってのことなんだなと思った。

緊急の受け入れを最終的にするということでは、受入れする法人の中でも決定をしていくプロセスがあると思うが、受け入れ決定や介護職員が何人手配するかなど意思決定の在り方について、苦労したことを教えて欲しい。

染谷委員 今回土曜日にご連絡いただいたが、本来は休みであるがたまたま出勤していたため、連絡を受けることができたが、普段は留守番電話になっている。誰かしらがキャッチできなければ、どうなっていたのかなと思うし、委託相談を365日実施するという契約の中で、留守番電話対応では不十分だなと改めて感じた。

決定に関しては、そこは私の判断で決めていいことになっているので、私が動いて対応している。この件をきっかけに、土日確実に、例えばヘルパー事業所から電話が入る状況になったときには、私の携帯を相談員に伝えて、連絡をいただくようなことをこの1週間やっている。携帯の当番をつくるかとかそういうことも今は話になっている。この点は通所事業所のみを実施している事業所の弱みではないかなと思う。

石野委員 今話に出ていたキーパーソンは、受け入れるか受け入れないかの判断ができる人が直接対応することができたため、スムーズに対応できたのではないかなと思いながら、市内の全ての事業所が同様の対応ができるかというとなかなか難しいのではないかな。緊急時の受け入れをする際に、決定できるプロセスに協議が必要となると難しい。江澤さんのところはどうか。

江澤氏 空床事業は委託業務であるため、基本的には断ることはできない。医療的とか精神的な部分

で対応しきれないケースがあり、そこについてはやむなくということもあるが、例えば長期休暇中に警察や市役所からどうしても本人の身分が確認できない知的障害があると思われる人についての連絡があった場合は、対応しましょうということになっている。

染谷委員 この場合、短期入所を利用することになるのか。また、受給者証の確認はどのように行っているのか。

菅野委員 今の障害福祉サービスの仕組みは、受給者証がないとなにもはじまらない。今回は保有していなかった。かつては区の判断で利用することができる「生活サポート事業」があったが、現在はその事業がないため、緊急時に対応できる仕組みを構築する必要があるのではないかと。

江澤氏 東葛地区では生活サポート事業に類似した制度がある。1回4時間以上5千円。午前0時をまたぐと、2日分が給付される。

菅野委員 緊急時の対応がとれるようにするのと、ヘルパーが必要なら生活サポート事業のようなものを緊急時に限り使える仕組みを検討して欲しい。例えば地域生活支援拠点事業から対応先に行ったら、交通費等の実費を受け取れるようにする等の体制ができないと、相談支援専門員がヘルパー業務を実施することになる。

江澤氏 今回は委託相談でつながったが、委託相談がつながれば効率よく動けると思った。

石野委員 善意だけで成り立ってしまうと、本質的な課題が見えなくなってしまうので、事例をオープンにしていきながら、どこが課題だったのか、どういうものがあればよかったのかを検証すべきだと思う。

菅野委員 地域生活支援拠点事業は、ある意味顔の見える支援だと思う。顔が見えるからこそできることがたくさんある。なんでもかんでも規定やルールに沿っていくと、地域生活支援拠点事業は機能しないと思う。検証も必要だが、なぜみんながこうやって集まるのかというのももう一度考える必要がある。

江澤氏 現在の地域生活支援拠点事業の立地条件から緊急時の対応を考えると、地域の方より対応することが大変である。片道30分ぐらいをみておかないといけないのではないかと考えると、やはり中心部に地域生活拠点があるべきではないかと思う。

石野委員 そういった事例の際、区や市は全く絡まずに直接連絡が来るのか。また、警察から直接相談が入ってくることはあるのか。

中村主査 警察からはくる。そこはケースバイケースでどうするか、その人がなにかしらのサービスを使っていれば、計画相談事業所も含めて相談するような形になるが、そういうケースばかりではないので、そこをどうするかはその時々への対応。

石野委員 うちの法人の入所施設に警察から直接連絡が入り夜勤者が対応した際、マニュアル化をしていないためどのように対応したら良いかがわからず困ったことがあった。これを契機に、自分の法人でできることは何かを検討したことがあった。

中村主査 おっしゃるとおり、夜間になると対応しきれないことがでてくるため、どうするのかという話が出ている。

菅野委員 夜間にも連絡は来るが、うちは「受けなさい」ということで職員に伝えている。長期休暇期間中においても連絡を受けることができる体制を整えており、判断に困ったら学園長に電話することになっている。件数的には減ってきている。

江澤氏 空床利用の後の問題がある。多少地域生活支援拠点事業の加算がつけていただければ、それだけでうちはネットワークに積極的に関わってくれますよというわけにはいかないかもしれませんが、地域生活支援拠点事業の対象事業を認識してもらって、ご協力いただけるとありがたい。

石井主査 地域生活支援拠点事業の見直しの部会の予定は、確定でよろしいか。

窄口主査 この日程でお願いをしたい。1月と3月は、運営事務局会議の日程と一緒に、12月と2月が新たに加わっている。会場も確保してあるため、こちらでお願いしたい。

江澤氏 地域生活支援拠点事業の研修日程が25日になっているが。

荒井主任主事 会議室の確保が難しい中で研修会場を確保しているが、地域生活支援拠点事業の見直しのWGを優先させたいので、研修は28日でお願いしたい。

江澤氏 では、地域生活支援拠点事業の人材研修を2月28日の13時30分から予定させていただきたい。内容については、知的の方ご本人と親御さんに出てもらおうと思っている。あと、精神と身体の方について、適任者がいればご紹介いただきたい。できれば日ごろの福祉サービスや計画相談に思いをもっている方にお願いしたい。

荒井主任主事 市内の相談支援事業所が一斉に集まる機会が年1回3月に開催している事業者説明会のための、相談支援事業所だけが集まる場を設けて、ネットワーク化の第一歩をやっていきたいと考えている。

以上